

# 資料 1

## 農業振興計画基本構想の一部改正について

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が成立（令和4年5月27日公布）し、農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）が改正（施行日：令和5年4月1日）。それに伴い、区市町村が定める基本構想は改正する必要がある。

改正点としては、営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業のほかに、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加することと、現行の「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」を、「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」に変更となる。

### 第2次西東京市農業振興計画【中間見直し】

#### 第1章 3 基本指標の設定

①～③略

#### ④農用地利用集積目標

平成30（2018）年現在の認定農業者の集積面積は39.6haであり、農地面積137.3haに対する集積率は28.8%となります。「中核的な農家」の農地面積は、戸当たり農地面積64.8a（平成27（2015）年農林業センサス）に60戸を乗じると38.8haとなることから、農地面積の目標118haに基づき、平成35（2023）年度の農用地の利用集積目標は32.9%と設定します。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めています。

⑤ 略

#### ⑥農業経営と農地の効率的かつ総合的な利用

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族経営協定の締結等による家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の扱い手の状況に応じ、（ア）地域の地理的自然的条件、（イ）営農類型の特性、（ウ）農地の保有及び利用状況、（エ）農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、経営規模の拡大を目指す認定農業者等には都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借制度を活用して農地の集積を促進する等、扱い手が農業経営の改善

を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

## ⑦ 略

### ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標

#### (イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

### ⑨ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

⑤から⑧に挙げる取組みのほか、本市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組みます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取組みます。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう関係機関と連携し、必要な情報の提供等の支援を行います。

また、JA 東京みらいと連携して就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営改善支援センターへ情報提供し、農業委員会等の関係機関と連携して就農後の定着に向けて必要なサポートを行います。

### ⑩ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

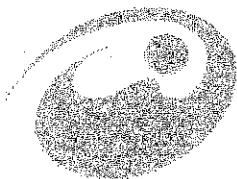
農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」については市域全域が市街化区域であるため該当しません。

【現行計画】

# 第2次西東京市農業振興計画 （中間見直し）

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度

平成31（2019）年3月



西東京市

## 2 西東京市の農業の目指す方向性

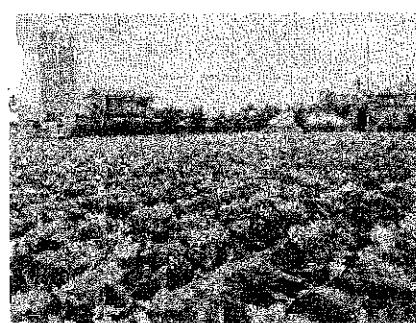
### 【将来像】

「食・健康・生活」の住環境で「農」にうるおい

～住み続けたい農のあるまち・西東京市～

食・健康・生活は、市民生活を営むために欠かすことのできない重要な要素です。この3つの要素に深く関わり、市民の暮らしを支えるものが農業です。

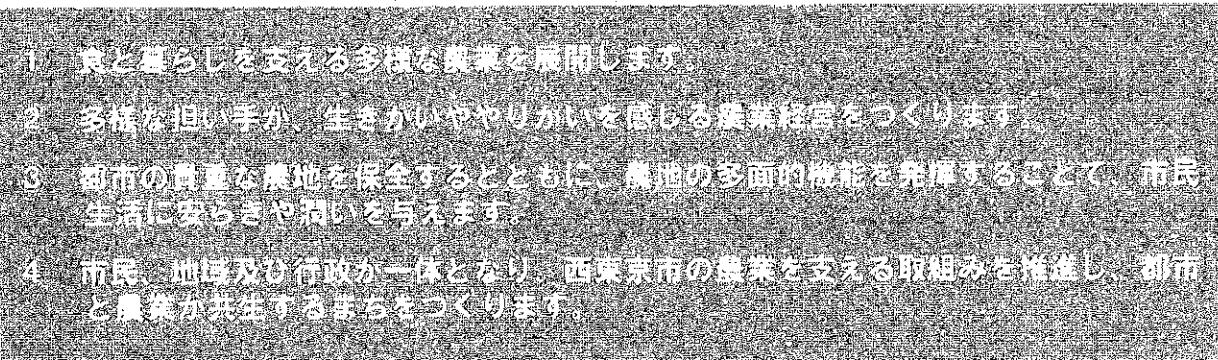
本市は、「健康」応援都市の実現を目指し、市民一人ひとりのからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境の健康水準向上にも取り組んでいます。そのために「農」の多面的機能の発揮により、市内のいろいろな場面で「農」が感じられる良好な住環境を維持し、農業者と市民にとって、「西東京市の農業」が日々の暮らしの魅力となり、これからも住み続けたいまちとなることを、今回の中間見直しにおいても目指します。



〔農のある風景〕

### 【基本方針】

「住み続けたい農のあるまち・西東京市」を実現するために、次の4つの項目を基本方針とします。



## 3 基本指標の設定

本計画の計画期間に基づき、概ね5年後の平成35（2023）年度の市内農業に係る主要な指標を、次のように設定します。

### ① 農家数

農家数は、平成22（2010）年時点では276戸（農林業センサス）でしたが、平成27（2015）年時点では234戸（農林業センサス）と、5年間で42戸（15.2%）、年平均8.4戸減少しています。このまま推移すると、平成35（2023）年度には183戸まで減少してしまいます。本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、平成35（2023）年度の農家数を200戸と設定します。

## ② 農地面積

農地面積は、平成 24（2012）年時点では 177.0ha でしたが、平成 29（2017）年時点では 137.3ha（市民部資産税課資料）と、5 年間で 39.7ha（22.4%）、年平均で 7.94ha（生産緑地が 2.3ha/年、宅地化農地が 5.6ha/年）減少しております。このまま推移すると、平成 35（2023）年度の農地面積は、100ha を下回ってしまいます。農地保全施策を展開することで、平成 35（2023）年の農地面積を 118ha と設定します。

## ③ 中核的な農家数

「中核的な農家」は、農業継続意向が高く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、⑦の経営モデルに該当する所得を目標とする農家とします。平成 30（2018）年現在、認定農業者は 53 経営体であり、農業者支援策を講ずることにより「中核的な農家」の確保に努め、認定農業者を含めた 60 戸を、平成 35（2023）年の当該農家数と設定します。

## ④ 農用地利用集積目標

平成 30（2018）年現在の認定農業者の集積面積は 39.6ha であり、農地面積 137.3ha に対する集積率は 28.8% となります。「中核的な農家」の農用地面積は、戸当たり農地面積 64.8a（平成 27（2015）年農林業センサス）に 60 戸を乗じると 38.8ha となることから、農地面積の目標 118ha に基づき、平成 35（2023）年度の農用地の利用集積目標は 32.9% と設定します。

なお、農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」及び「農地利用集積円滑化事業」については、市域全域が市街化区域であるため、該当しません。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

## ⑤ 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする臨時雇用や援農ボランティア等の活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた臨時雇用や援農ボランティア等の活用により、平成 35（2023）年の主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間を概ね 1,800 時間と設定します。

また、平成 35（2023）年の年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間 800 万円、「中核的な農家」は概ね年間 300 万円～500 万円と設定します。

なお、本市は、自給的な農業者も少なくないため、平成 35（2023）年の 10 a 当たりの所得目標を 15 万円～30 万円と設定します。

## ⑥ 農業経営と農用地利用関係の改善

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の扱い手の状況に応じ、（ア）地域の地理的自然的条件、（イ）営農類型の特性、（ウ）農地の保有及び利用状況、（エ）農業者の意向を

踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

## ⑦ 経営モデルの設定

経営モデルは、「中核的な農家」等、本市の農業を担う農業経営体を概ね5年間で育成する目標として、下表に示す営農類型別に設定します。

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| (ア) 西東京市の農業をリードする経営モデル | (所得目標 800万円)     |
| (イ) 地域の農業を担う経営モデル      | (所得目標 500万円)     |
| (ウ) 農業の広がりを支える経営モデル    | (所得目標 300万円)     |
| (エ) 農業生産法人等企業的な経営モデル   | (販売目標 1,000万円以上) |

《西東京市営農類型別経営モデル》

営農類型	経営面積 (作付面積)	主な作物等	家族労働力 (雇用労働力、 ボランティア)	農業所得 (万円)	主な施設等
野菜 (量販店等への直接出荷+直売)	80a(200a) 施設10a	トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー、イ チゴ、サトイモ、シントリ ナ、ルッコラ、ハーブ類等	3人(2人)	1,000	パイプハウス、 暖房機、養液栽培 システム
	40a(100a) 施設5a		2人	500	
野菜 (市場出荷+直売)	100a(250a)	キヤベツ、ブロッコリー、 ダイコン、ホウレンソウ、 コマツナ、カブ、トマト、 キュウリ等	2.5人(1人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽培 システム
	50a(150a) 施設5a		2人	500	
野菜 (直売)	80a(160a)	トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー、イ チゴ等	2.5人	500	パイプハウス、 暖房機、養液栽培 システム
	40a(100a) 施設10a		2人	300	
農業体験農園+直売	50a	トマト、キュウリ、ナス、 ホウレンソウ、コマツナ、 ネギ、スイートコーン、エ ダマメ、ブロッコリー等	2人	500	体験農園用施設、 パイプハウス
果樹 (直売)	100a (施設5a)	梨、ブドウ、キウイフル イ、カキ、ブルーベリー	2.5人(2人)	800	果樹用ハウス、果 樹棚、防鳥網、養 液栽培システム
	50a		2人(1人)	500	
花卉 (市場出荷)	80a 施設20a	花壇苗、鉢物	3人(2人)	800	鉄骨ハウス、パイ プハウス、暖房 機、土詰機、土壤 消毒機、播種機
	40a		2人(1人)	500	
植木	160a	サツキ、ツツジ類、コニフ ラー類、ハナミズキ	2.5人	800	ミニシャベル、ク レーン付トラック、 粉碎機
	80a		2人	500	
キノコ	10,000床 (菌床栽培)	シイタケ、キクラゲ、ヒラ タケ	2人	500	シイタケ、シメジ 栽培用施設

## ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標

### (ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

平成29（2017）年度の新規就農者（フレッシュ＆Uターン参加者）は6名となっています。

今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。

国及び東京都が掲げる新規就農者の確保の方針を踏まえ、年間4人の当該青年等の確保を目指します。

労働時間は、健康や余暇時間を確保する観点から、他の農業者の目標と均衡する1,800時間を年間総労働時間として設定します。

また、農業経営開始から5年後の年間農業所得の目標は、効率的で安定的な経営を行う「中核的な農家」として位置付けられることを志向し、概ね年間300万円～500万円と設定します。

### (イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、東京都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

### (ウ) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(ア) に示したような目標を可能とする農業経営の指標としては、(イ) 経営モデルの例示に示す(イ) 地域の農業を担う経営モデル及び(ウ) 農業の広がりを支える経営モデルを指標とします。